

交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）

【貸切バス】補助金実施要項

（通則）

第1条 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）【貸切バス】補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および福井県交流文化部観光誘客課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、この実施要項の定めるところによる。

（目的）

第2条 燃料価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている貸切バス事業者に対して、事業者が負担する燃料価格の一部を支援し、今後の県民の旅行等における移動手段を確保・維持するため、この補助金を交付する。

（補助対象者）

第3条 この補助金の補助の対象となる者は、令和6年4月1日または、令和6年5月1日（以下「基準日」という。）時点で福井県内に本店、支店または営業所を設置し、道路運送法第4条の許可を受けて福井県内を営業区域として一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）を営む者（以下「事業者」という。）とする。

（補助対象となる車両）

第4条 この補助金の補助対象は、基準日時点で事業者が貸切バス事業に供するために保有する貸切バス車両とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象の車両1台あたりの上限を以下の表のとおりとし、この補助金の予算の範囲内で交付する。

- 2 補助対象となる貸切バス車両の算定では、基準日時点で貸切バス事業に供している車両数を上限とする。
- 3 本条2項の算定において、基準日の翌日から申請日までの間に登録を抹消した車両は算定に含めない。ただしこの場合において、入替車両の登録など、主として車両の入替を目的とする事情が認められた場合はこの限りでない。

基準日	上限額
令和6年4月1日	1,250円/台
令和6年5月1日	10,000円/台

（補助金の交付申請）

第6条 令和6年4月1日の基準日において、補助金の交付申請をしようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を添付の上、令和6年12月20日（金）までに知事に提出するものとする。

- 一 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）【貸切バス】補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の1）
 - 二 債権債務者登録申請書兼振り込み先確認書（様式第2号）
 - 三 申請車両台数の根拠とする**全ての**貸切バス車両に関する自動車検査証の写し
 - 四 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第2号の2）
 - 五 「法人税」および「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）
- 2 令和6年5月1日の基準日において、補助金の交付申請をしようとする事業者は、次の各号に

掲げる書類を添付の上、令和6年12月20日（金）までに知事に提出するものとする。

- 一 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）【貸切バス】補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の2）
 - 二 債権債務者登録申請書兼振り込み先確認書（様式第2号）
 - 三 申請車両台数の根拠とする**全ての**貸切バス車両に関する自動車検査証の写し
 - 四 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第2号の2）
 - 五 「法人税」および「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）
- 3 本条1項および2項において、同時に補助金の交付申請をする場合は、二から五の書類を1部のみの提出にすることができる。

（交付決定および額の確定）

- 第7条 知事は、事業者から前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定および額の確定を行い、交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）【貸切バス】補助金交付決定通知書（様式第3号の1）または同補助金交付決定通知書（様式第3号の2）により、事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の不交付の決定をしたときは、交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）【貸切バス】補助金不交付決定通知書（様式第4号の1）または同補助金不交付決定通知書（様式第4号の2）により、事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第8条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条による補助金交付決定通知書を受領後、補助金交付請求書（様式第5号の1）または補助金交付請求書（様式第5号の2）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

- 第9条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。
- 一 本実施要項の規定に違反したとき
 - 二 補助金の交付決定の条件に違反したとき
 - 三 補助金申請時の提出書類に虚偽の記載をしたとき

（補助事業の経理）

- 第10条 交付決定を受けた事業者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、この補助金に係る収入および支出についての証拠書類を令和12年3月31日（会計年度終了日の翌日から起算して5年間）まで保存しておかななければならない。

（その他）

- 第11条 この実施要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年1月5日付け）

この実施要項は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月17日付け）

この実施要項は、令和6年10月17日から適用する。